

神崎市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1 趣旨

熱中症による健康被害の発生を防止することを目的に、気候変動適応法が改正され、極端な高温が発生した際に、一時的に暑さを避けるための指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を市が指定できるようになりました。

市民の熱中症予防の推進のため、クーリングシェルターとして一般に開放していただける市内の民間施設を募集します。

2 募集施設

市内の民間施設（店舗等）

3 実施内容

クーリングシェルターは、市民等の暑さをしのぐ休憩場所として主に次の内容を実施します。

- (1) 佐賀県に熱中症特別警戒情報※が発表された場合に、公表されている内容で施設を開放する。
- (2) 佐賀県に熱中症特別警戒情報※が発表されていない場合でも、可能な範囲で、公表されている内容で施設を開放する。
- (3) 各施設の出入口等、見やすい場所にクーリングシェルターである旨の案内表示等を掲示する。
- (4) 避難者が快適に過ごせる冷房設備の適切な管理・稼働を行う。

4 申込要件

クーリングシェルターの趣旨に賛同し、次の条件を満たす施設とします。

- (1) 適当な冷房設備を有すること（定期的にメンテナンスされており、施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備）
- (2) あらかじめ公表している日、時間帯及び受入可能人数の範囲で、当該施設を市民等に開放できること。
- (3) 開放する施設名、所在地、日時、受入可能人数等を、市のホームページ等で公表することに同意できること。
- (4) 市と「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書」（以下「協定書」という。）を締結し、その内容を履行できること。

5 応募方法

神崎市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）申込書（別紙1）に必要事項を記載の上、電子メール、持参、郵送のいずれかで神崎市ゼロカーボンシティ推進課ゼロカーボン推進係へ提出してください。

6 申込開始日

随時受付

7 運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、4月第3水曜日又は指定を受けた日から10月第3水曜日までの期間で、公表している日及び時間帯とする。

8 その他

- ・申込書を受付後、要件等の審査を行い、市が適当と認めた場合に協定書を締結し、クーリングシェルターに指定します。当該施設管理者から協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

- ・クーリングシェルターに指定した施設の名称、所在地、開放する曜日・時間帯及び受入可能人数に変更があった場合又はクーリングシェルターの指定を取下げの場合は「神崎市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）変更届・取下届（別紙2）」に必要事項を記入し、神崎市ゼロカーボンシティ推進課ゼロカーボン推進係へ提出してください。

- ・クーリングシェルターの施設整備に要する経費（冷房設備の電気代）などについて、神崎市による財政的な支援はありません。

9 申込先・問合せ

[住所] 〒842-8601 神崎市神崎町鶴 3542 番地 1

[担当] 神崎市ゼロカーボンシティ推進課ゼロカーボン推進係

[電話] 0952-37-0112

[メール] kanky@city.kanzaki.lg.jp

※熱中症特別警戒情報

都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値)に達する場合に環境省が発表するもの。

佐賀県：佐賀、唐津、伊万里、白石、嬉野（全5か所）